○厚生労働省令第六十四号

児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、児童福祉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

児童福祉法施行規則の一部を改正する省令

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第五条の二　削除	**第五条の二**　児童相談所の管轄区域は、その区域内に居住する児童数その他社会的環境を考慮して、これを定めなければならない。

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

農林水産大臣　野村　哲郎

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表（第五条関係）	別表（第五条関係）
補助金等の名称	補助金等の名称
処分を制限する財産の名称等	処分を制限する財産の名称等
施設設備等の分類	施設設備等の分類
財産の名称、構造等	財産の名称、構造等
処分制限期間（年）	処分制限期間（年）
一	一
新市場創出対策事業費補助金	新市場創出対策事業費補助金（フードバンク活動マッチング支援事業に係るものに限る。）
（略）	（略）
農山漁村活性化対策推進交付金	農山漁村活性化対策推進交付金（新設）
農山漁村情報通信環境整備交付金	（略）
（略）	六次産業化市場規模拡大対策整備交付金
（削る）	農山漁村六次産業化対策事業費補助金
（略）	（略）